

指定居宅サービス事業者の指定取消について

下記の居宅サービス事業者に対して、介護保険法第77条第1項の規定により指定取消を行います。

記

1 指定取消の内容

法人名 株式会社きらら
代表者氏名 代表取締役 稲毛 正利
サービスの種類 特定施設入所者生活介護
事業所の名称 介護付有料老人ホームサンメイトきらら
事業所の所在地 山形県米沢市徳町4番26号
指定年月日 平成16年7月30日

2 指定取消年月日

平成18年3月24日

3 指定取消の理由

- (1) 介護付有料老人ホームサンメイトきららの利用者が外泊中の期間において、当該事業所で特定施設入所者生活介護サービスを提供していないにもかかわらず、特定施設入所者生活介護サービスを提供したものと、居宅介護サービス費を不正に請求、受領した。
(法第77条第1項第3号該当)
- (2) 山形県置賜総合支庁が行った介護付有料老人ホームサンメイトきららに対する実地指導の際に、事業所の従業員が職員の質問に対して、事実と異なる虚偽の答弁を行った。
(法第77条第1項第5号該当)

<問い合わせ> 長寿社会課介護保険推進室 TEL630-3120・2158 担当：中山、加藤

【介護保険法取消該当条文】

介護保険法第77条第1項(抄)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消すことができる。

- 3 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正があったとき。
- 5 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。